

議第14号

高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例について

高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月28日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山駅西自転車駐車場及び高山駅東自転車駐車場を設置するため制定しようとする。

高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 高山駅周辺における自転車の放置を防止し、良好な都市環境を保持するとともに、自転車利用者の利便を図るため、高山市自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高山駅西自転車駐車場	高山市昭和町1丁目22番地16
高山駅東自転車駐車場	高山市昭和町1丁目22番地40

(利用車種)

第3条 自転車駐車場に駐車することができる自転車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車とする。

(供用時間)

第4条 自転車駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

(利用方法及び利用単位)

第5条 自転車駐車場の利用方法は、次のとおりとする。

- (1) 定期利用 あらかじめ月単位で期間を定めた利用方法をいう。
- (2) 一時利用 定期利用以外の利用方法をいう。

2 前項に規定する定期利用及び一時利用の利用単位は、それぞれ別表に定める単位とする。

(定期利用の許可及び制限)

第6条 自転車駐車場を定期利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、自転車駐車場の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、定期利用を許可しないことができる。

- (1) 収容台数を超える利用の申請があったとき。
- (2) 自転車が自転車駐車場への駐車が困難な形体であるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車させることが不相当と認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 前条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「定期利用者」という。）は、許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(駐車料金)

第8条 自転車駐車場の利用者は、別表に定める額の駐車料金を納付しなければならない。

2 前項の駐車料金は、自転車駐車場から出場する際に納付しなければならない。ただし、定期利用者は、規則で定めるところにより納付しなければならない。

3 既納の駐車料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める駐車料金を還付することができる。

(1) 駐車料金を前納した定期利用者が利用許可の期間の満了前に利用を中止する場合 前納した駐車料金と実際に利用した期間を定期利用の利用単位で利用したこととして算出した駐車料金との差額

(2) 市長が特別の理由があると認めた場合 納付された駐車料金の全部又は一部

4 市長は、特別な理由があると認めるときは、駐車料金を免除することができる。

(定期利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、定期利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、定期利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 第11条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(4) 利用の許可に付した条件に違反したとき。

(供用の休止等)

第10条 市長は、自転車駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、自転車駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は利用を制限することができる。

(利用の拒否)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自転車駐車場の利用を拒否することができる。

(1) 発火性又は引火性の物品その他火災を発生させるおそれがあるものを積載しているとき。

(2) 他の自転車の駐車に支障がある物品を積載しているとき。

(3) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理及び自転車駐車場の安全確保上支障があるとき。

(損害の賠償)

第12条 自転車駐車場の利用者は、自転車駐車場の施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(自転車駐車場の自転車の放置に対する措置)

第13条 市長は、自転車駐車場に規則で定める期間を超えて放置されている自転車があるときは、その利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）に対し、当該自転車を自転車駐車場外へ移動するよう警告することができる。

2 市長は、利用者等が前項の警告に従わないとき又は利用者等が容易に確認できないときは、当該自転車を自転車駐車場外へ移動し、保管することができる。

(保管した自転車の措置)

第14条 市長は、前条第2項の規定により自転車を保管したときは、その旨を告示するものとし、その保管した自転車（以下「保管自転車」という。）の利用者等の確認に努めるとともに、利用者等の確認ができた保管自転車については、その利用者等に速やかに当該保管自転車を引き取る旨を通知するものとする。

2 市長は、利用者等を確認できない場合又は前項の通知後なお利用者等が保管自転車を引き取らない場合は、規則で定める期間の経過後において当該保管自転車を処分することができる。

(免責事項)

第15条 天災、火災、盗難その他の理由で、市の責任によらない理由によって利用者が被った損害については、市はその責めを負わないものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、高山駅東自転車駐車場に係る部分については、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第5条、第8条関係）

利用方法	利用単位	駐車料金
定期利用	1か月	2,000円
	3か月	5,000円
	6か月	10,000円
	12か月	20,000円
一時利用	1時間以内	無料
	1時間を超え24時間まで	100円

備考 一時利用については、利用時間が24時間を超える毎に100円を加算する。